

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイル
ランド連合王国との間の協定

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定

日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、

社会保障について特に強制加入に関して協力することにより社会的分野における発展を促進することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、

- (a) 「連合王国」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランドをいい、文脈により、マン島、ジャージー及びガーンジーをもうい。連合王国について「領域」というときも、文脈により、マン島、ジャージー及びガーンジーをもうい。
- (b) 「ジャージー」とは、ジャージー島をいう。
- (c) 「ガーンジー」とは、ガーンジー、オールダニー、ハーム及びジェソウの諸島をいう。

(d) 「法令」とは、

(i) 日本国については、次条1(a)に掲げる年金制度に関する日本国の法律及び規則（この協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために定めたものを除く。）をいい、

(ii) 連合王国については、次条1(b)及び2に規定する連合王国の法律、枢密院令、命令及び規則並びにこれらに基づいて定めた命令及び規則をいう。

(e) 「E E A協定」とは、千九百九十二年五月二日に欧州共同体、その加盟国及び欧州自由貿易連合の加盟国の間で作成された欧州経済領域を設立する協定並びに同協定の改正又は修正をいう。

(f) 「強制加入」とは、

(i) 日本国については、日本国の法令に基づいて保険料の納付義務を有すること又は日本国の法令に基づいて保険料の納付義務が免除されていることをいい、

(ii) 連合王国については、連合王国の法令に基づいて被用者又は自営業者として保険料の納付義務を有することをいう。

(g) 「権限のある当局」とは、

- (i) 日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関をいい、
 - (ii) 連合王国については、内国歳入委員会又は内国歳入委員会が権限を与えた代理者をいい、文脈により、マン島保健・社会保障局、ジャージー雇用・社会保障委員会又はガーンジー社会保障局をいう。
 - (h) 「実施機関」とは、日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）をいう。
- 2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条

- 1 この協定は、
- (a) 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。
 - (i) 国民年金
 - (ii) 厚生年金保険
 - (iii) 国家公務員共済年金

- (iv) 地方公務員等共済年金
- (v) 私立学校教職員共済年金
- (vi) 農林漁業団体職員共済年金
- (b) 連合王国については、次の法律及び命令並びにこれらの法律又は命令により廃止され又は統合された法律及び命令について適用する。
 - (i) 千九百九十二年の社会保障行政法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付法及び千九百九十二年の社会保障（調整措置）法
 - (ii) 千九百九十二年の社会保障行政（北部アイルランド）法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付（北部アイルランド）法及び千九百九十二年の社会保障（調整措置）（北部アイルランド）法
 - (iii) 千九百八十二年の社会保障法（マン島議会制定法）に基づく命令によりマン島に適用される千九百九十二年の社会保障行政法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付法及び千九百九十二年の社会保障（調整措置）法
- (iv) 千九百七十八年の社会保障（ガーンジー）法

(v) 千九百七十四年の社会保障（ジャージー）法

2 連合王国については、この協定は、1(b)に規定する法律又は命令を代替し、改正し、補足し又は統合する法律、枢密院令、命令又は規則についても適用する。

3 この協定は、欧州連合法、E E A協定又はいずれかの締約国が第三国と締結した社会保障に関する協定若しくは条約の下で生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、いずれかの締約国が、この協定の実施に当たり、第三国と締結したそのような協定又は条約を考慮することを妨げない。

第三条

この協定の規定に従うことを条件として、一方の締約国の国民又は一方の締約国の法令の適用を受けているか若しくは受けたことがある者で当該一方の締約国の国民でないものは、他方の締約国の領域内にある間は、当該他方の締約国の法令により、当該他方の締約国の国民と同一の権利及び義務を有するものとする。

第四条

1 強制加入に関しては、この条の2から5までの規定及び次条から第七条までの規定に従うことを条件として、ある者が一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する場合には、その者に対

して当該一方の締約国の法令のみを適用する。この1の規定によりある者に対して連合王国の法令のみが適用される場合には、その者が連合王国において通常居住するものとみなして当該法令を適用する。

2 強制加入に関しては、次条1の規定に従うことを条件として、ある者が両締約国の領域内において被用者として就労する場合であつて、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

3 強制加入に関しては、ある者がいずれかの締約国の領域内において通常居住し、かつ、両締約国の領域内において自営業者として就労する場合であつて、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

4 強制加入に関しては、次条の1及び2の規定に従うことを条件として、ある者が一方の締約国の領域内において被用者として就労し、かつ、他方の締約国の領域内において自営業者として就労する場合であつて、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

5 ジャージー又はガンジーにある間のいずれかの期間において疾病、傷害又は妊娠を理由とする日本国

の法律及び規則に基づく給付を受けている者については、その期間についてジャージー又はガーンジーの法令に基づく保険料の納付義務（被用者又は自営業者としての保険料の納付義務を除く。）を免除する。

第五条

1 強制加入に関しては、次条及び第七条の規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令に基づいて保障されており、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に雇用されている者が、その雇用に より当該一方の締約国又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 強制加入に関しては、一方の締約国の法令に基づいて保障されており、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

3 1又は2の規定により、ある者が一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労し、かつ、その者に対して他方の締約国の法令のみが引き続き適用される場合には、その者は、当該一方の締約国の法令に基づいて保険料を任意に納付する権利を有しないものとする。ただし、そのような任意の納付が、六十歳以上の者のみによる保険料の任意の納付に関する当該一方の締約国の法令に基づいて行われる場合は、この限りでない。

4 この条の規定の適用上、「保障されている」とは、

- (a) 日本国については、連合王国における派遣又は自営活動の期間の開始の直前において、その者によって若しくはその者について保険料が納付され若しくは保険料の納付義務が生じているか又はその者に対して若しくはその者について保険料の納付義務の免除が与えられていることをいい、
- (b) 連合王国については、日本国における派遣又は自営活動の期間の開始の直前において、その者によって若しくはその者について保険料が納付され若しくは保険料の納付義務が生じているか又はその者について保険料が納付されたとみなされていることをいう。

第六条

いずれかの締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者の強制加入に関しては、その者に対して両締約国の法令が適用されることとなる場合には、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

第七条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 強制加入に関しては、1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は一方の締約国の法令において公務員として取り扱われるべきものとされている者若しくは一方の締約国の権限のある当局がこの協定の実施上公務員として取り扱うべきものとその権限の範囲内において認めることのある者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第八条

1 強制加入に関しては、2の規定に従うことを条件として、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関

は、第四条から前条までの規定によればある者に対して当該一方の締約国の法令が適用されることとなる場合であっても、次の要件が満たされるときには、当該一方の締約国の法令の適用を免除し、個々の事案において第四条から前条までの規定の適用の結果を修正することができる。

- (a) その者に対して他方の締約国の法令が適用されること。
- (b) その者が当該他方の締約国の法令のみの適用を受けることについて事前に同意していること。
- (c) 当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関が当該一方の締約国の法令の適用の免除について事前に同意していること。

2 いずれか一方の又は双方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労している間に一以上の第三国の領域内においても被用者又は自営業者として就労している者の強制加入に関しては、この協定の第四条から前条までの規定によりいずれか一方の締約国の法令が適用されず、かつ、この協定と同種の社会保障に関する他の協定若しくは条約又は欧州連合の法若しくはEEA協定に基づくこの協定と同種の社会保障に関する取極であつて当該一方の締約国が当事国であるものの規定により当該一方の締約国の法令が適用される場合には、この協定の他の規定にかかわらず、両締約国の法令を適用する。

第九条

- 1 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の適用のために必要なものに限る。）を自国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国のこれらの機関に伝達する。
- 3 この協定の適用上、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として、いかなる種類の文書の受領も拒否してはならない。
- 4 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則により開示が義務付けられている場合を除くほか、2の規定に従って伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定及び当該一方の締約国の法令を適用する目的のためにのみ使用する。
- 5 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、一方の締約国の法令に基づく保険料の徴収に関し、当該一方の締約国の要請に基づき、それぞれ自国の法律及び規則に従って可能な範囲において、協力する。

第十条

両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施のための連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第十一条

1 両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も交渉により解決するためにあらゆる合理的な努力を払う。

2 1の規定により紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの締約国の要請により、次の方法により個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。

(a) 各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の翌日から六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の議

長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対し当該任命を通告した日の翌日から三十日以内に、任命されなければならない。

(b) (a)に規定する各々の期間内に、いずれかの締約国が仲裁人を任命することができない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長が一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行えない場合には、国際司法裁判所次長（同次長も任命を行えない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官で任命を行うことができるもの）に対して任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

(a) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。

(b) 議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5 仲裁裁判所は、自らの手続に関する規則を定める。

6 1及び2の規定の適用上、「締約国」とは、連合王国については、文脈により、連合王国の権限のある当局をいう。

第十二条

第五条1及び2の規定の適用に際し、同条1にいう派遣又は同条2にいう自営活動をこの協定が効力を生じた日の前に開始した者の場合においては、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定が効力を生じた日から開始するものとみなす。

第十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第十四条

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書

面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、両締約国の権限のある当局は、この協定に基づいて生じた保険料の納付義務で履行されていないものに関する問題を解決するため、交渉する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千年二月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野洋平

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ステイブン・ゴマソール